

新型コロナウイルス関連情報（3月21日現在）

1 喫連邦保健省によれば、21日（土）15時現在、新たにオーストリア国内で426名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び2名の死亡事例が報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は2,814名となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・チロル州 : 575名（+ 67）（内治癒数：2名）
- ・オーバーエーステライヒ州 : 548名（+ 127）（内死亡数：1名）
- ・ニーダーエーステライヒ州 : 394名（+ 39）
（内死亡数：1名，治癒数：2名）
- ・シュタイアーマルク州 : 388名（+ 48）（内死亡数：3名）
- ・ウィーン市（州） : 359名（+ 63）
（内死亡数：3名，治癒数：5名）
- ・フォアアールベルク州 : 228名（+ 31）
- ・ザルツブルク州 : 185名（+ 18）
- ・ケルンテン州 : 83名（+ 12）
- ・ブルゲンラント州 : 54名（+ 21）

（当館注：喫連邦保健省によれば、ウィーン市で1名，ニーダーエーステライヒ州で1名の死亡数が計上され合計8名となっていますが，報道振りとは異なるため両名の詳細は不明です。）

2 20日（金）に4月13日までの延長が発表された外出規制措置について，過去の発表分をまとめると以下のとおりです。

- ・ 16日（月）から、生活必需品店等の例外を除き、店舗を閉店する。

例外となるのは、食料品店、薬局、ドラッグストア、郵便局、銀行の他、タバコスタンド、ガソリンスタンドや動物飼料店等。また、医療製品・医薬品や、保安・緊急時用品、整備機材を扱う業者も対象外となる。公共交通機関は従来通り運行を行う。

- ・ 企業に対し、従業員にできるだけテレワークを可能とするよう要請する。

- ・ レストラン、バー及びカフェを17日（火）から完全に閉鎖。ただし、単なる場所の提供を行う店舗や、料理の配達サービスは対象外となる。

- ・ 16日（月）から外出は原則として（1）先延ばしできない職務への従事のため、（2）生活必需品等の調達のため、（3）他の市民の援助のために限定される。散歩のための外出は許可されているが（ペットの散歩を含む）、その際は1人か、あるいは同居人とのみで行う必要がある。取り締まりのため警察が巡回し、違反した場合最高3,600ユーロの罰金が科される（立ち入り禁止のための閉店措置を執らない営業者には最高3万ユーロが科される）。

- ・（子供の）遊技場、運動場を閉鎖（当館注：国レベルは解除済、継続の有無は州の判断による）

- ・ 同居人以外の者と共同での自転車走行

- ・ 数時間に及ぶ単独での自転車走行、山道等でのマウンテンバイクによる走行（負傷等により、医療機関への負担が増すおそれがあるため）

- ・ 目的の自転車走行ルートにたどり着くための公共交通機関の利用

3 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

ただし、当国では覆面禁止法によりマスクの着用が禁止されており、新型コロナウイルス感染予防のためのマスク着用について新聞社から見解を問われた当国内務省は、健康上の理由によりマスクを着用する場合には原則として医師の診断書が必要である旨回答しておりますので、ご注意ください。

なお、オーストリア保健・栄養安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：新型コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

4 また、5日、アンショバー保健相はオーストリアにおいて新型コロナウイルスへの感染が確認された37人（当館注：5日午前8時現在の確定症例数）に対し、現在12万9,000人が季節性インフルエンザ及びその他のウイルス感染症に罹患している旨述べました。季節性インフルエンザは前年に比して「強力な波」となっているものの、すでに消退期に入っているとのこと。ウイルス学者のレードルベルガー＝フリッツ氏によれば、オーストリアにおいて現在までに計24万5,000人が今季のインフルエンザに罹患したとのこと。

新型コロナウイルスだけでなく、季節性インフルエンザの予防にも努めてください。

【参考】

- オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月－金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax：（市外局番01）5320590

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html